

平成24年第3回稲城市教育委員会定例会

1 平成24年3月23日、午後1時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成24年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

学校教育課長	松本 葉子
指導室長	千葉 正法
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第8号議案
「平成24年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第9号議案
「平成24年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第6 第10号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

- (7) 日程第7 第11号議案
「稲城市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」
- (8) 日程第8 第12号議案
「稲城市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第9 第13号議案
「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」
- (10) 日程第10 第14号議案
「平成24年度稲城市教育委員会の教育目標について」
- (11) 日程第11 第15号議案
「平成24年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (12) 日程第12 第16号議案
「稲城市スポーツ推進委員の委嘱について」
- (14) 日程第13 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成24年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4　第8号議案を先に行い、採決が終わり次第暫時休憩し、再開後は、日程第5　第9号議案を行い、その後は議事日程に従って進めることといたします。

それでは、日程第4　第8号議案「平成24年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

（これより第8号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙。

（これにて第8号議案の秘密会は終了）

（暫時休憩）※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 　再開いたします。

次に、日程第5 第9号議案「平成24年度稲城市公立学校教職員の人事について」を議題といたします。

本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の方の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第9号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第9号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。
これより、第9号議案「平成24年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 教育行政報告を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

[教育行政報告]

学校教育課長 1. 平成23年度稲城市学校保健会
2. 平成24年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
指 導 室 1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について

3. 研修事業について
4. 教育研究奨励事業について
5. その他について
6. 教育相談所関係について
7. 教育センター関係について

学校給食

共同調理場

1. 第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会 場長会開催について
2. 給食主任会開催について
3. 平成23年度4月～翌年2月の給食調理数について

生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. ふれあいの森関係について
5. 青少年指導者養成事業について
6. 芸術文化活動の振興について
7. 成人式について
8. 文化財の保護と普及について
9. 生涯学習推進事業について
10. 学校施設コミュニティ開放事業について
11. ふれんど平尾運営事業について
12. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. スポーツ教室について
3. 社会体育施設管理運営について
4. 市立公園内運動施設管理運営について
5. 体力づくり運動推進事業について
6. 国体関係について
7. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. iプラザの主な主催事業の実施状況について
5. 平成24年2月文化センター課利用統計について

図書館

1. 中央図書館主催事業(SPC運営)について
2. 分館主催事業について
3. 城山体験学習館の主な事業について
4. 学校との連携について
5. 地域との連携について
6. 緊急雇用対策事業について
8. 図書館の利用状況(平成24年2月)について

委員長 ありがとうございます。
教育行政報告が終わりました。
次に、日程第6 第10号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、学校教育課及び体育課の事務分掌の変更に伴い、稲城市教育委員会事務局処務事務規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校教育課長、体育課長より、説明いたします。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、第10号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

なお、本規則の改正につきましては、学校教育課、体育課関連の2課にまたがる内容となっておりますので、私の方からは学校教育課部分についての説明を申し上げます。

議案概要説明書をご覧ください。

今回の規則改正につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法が、昨年度、改正されまして、平成24年4月1日から都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校、いわゆる小・中学校についての学級編制の基準について、学校の設置者である、市町村であれば市町村教育委員会が学級編制を行う際に、これまで「従うべき基準」とされていたものを、今後は「標準としての基準」としての位置付けに改められました。これに伴い、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童または生徒の実態を考慮することが法律上に明記されるとともに、市町村立義務教育諸学校の学級編制についての、稲城市であれば市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議とこれまでされていた義務づけが廃止されまして、編成の後の届け出制という形に改められたところでございます。

これら学級編制に関する都道府県教育委員会の関与が見直されることによりまして、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて、より一層主体的な学級編制をすることが可能となったこととされたところでございます。これを受けまして、稲城市教育委員会として学級編制に関する事務の所掌をより明確にするため、これまでも学校教育課において学級編制事務は執り行ってきたわけですが、今回の制度改正に伴いまして、稲城市教育委員会事務局処務規則の別表第4の学校教育課学務係の所掌事務に「学級編制に関すること。」を加える改正等を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、大変恐縮でございますが、第10号議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表の方をご覧ください。

この中の教育部学校教育課学務係の所掌事務の中に、第2項目といたしまして、「学級編制に関すること。」をつけ加え、これに伴って、3項目以降を1項ずつずらしたという改正内容となっております。

学校教育課につきましては、以上でございます。

委員長 それでは、次に、体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、第10号議案のご説明をしたいと思います。

議案の概要説明書をご覧ください。こちらの改正につきましては、昭和36年にスポーツ振興法が制定されまして、50年ぶりにスポーツ基本法が策定されました。その中で、体育指導委員という名称がスポーツ推進委員に改められましたことから、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものでございます。

その内容としましては、先程、学校教育課長が言われました別表の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、別表第4のところ、こちらが変更になったものでございます。「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」という名称に変更になったというものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

ご質問の方はいかがでしょうか。よろしいですか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第10号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第11号議案「稲城市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、スポーツ振興法の全部がスポーツ基本法に改正され、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に改められ、また、役割が追加されたことから、稲城市体育指導委員に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、第11号議案につきまして、ご説明いたします。

議案書の次のページでございますが、こちらに内容が記入されてございます。こちらよりも新旧対照表の方がわかりやすいと思いますので、そちらでご説明したいと思います。

先程も申し上げましたとおり、振興法から基本法に変わったということで、その名称が「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に変わったということで、まず、表題が変わってございます。「稲城市スポーツ推進委員に関する規則」という形で改正をさせていただきたいと思っております。

そして、第1条、こちらが先程申し上げました、「振興法」から「基本法」に変わったという内容でございます。

次に、第2条でございますが、スポーツ推進委員の役割の大きな変更点でございますが、今までは「振興」という言葉を使っておりました。これが、スポーツを「推進」という言葉に変わりました。地域でスポーツを推進していただくということでございます。こちらに変えたものでございます。

また、今までは、地域のスポーツの指導・助言等に当たっていただいておりますが、新たに、左側でございますが、「(1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」ということで、地域に戻っていただき、スポーツの実施、そちらの方の推進をしていただく、連絡調整をしていただくという項目が増えました。こちらが大きな変更点でございます。

あとは名称の変更ということで、順次、条文を改正させていただいております。

以上です。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。推進と振興との違いだと思いますけど、よろしいですか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第11号議案「稲城市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 第12号議案「稲城市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により社会教育法の一部が改正されることに伴い、稲城市立公民館運営審議会規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委 員 長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 では、第12号議案「稲城市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則」の詳細につきまして、説明申し上げます。

議案及び議案概要説明書をそれぞれご覧ください。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の公布によりまして、社会教育法の一部が改正されることに伴い、例規を整備するため、稲城市立公民館運営審議会規則の一部を改正するものでございます。

今回の改正では、公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定める必要が生じることから、現在の稲城市立公民館運営審議会規則に規定しております委嘱の基準を削除し、あわせて文言等の整理をするものでございます。

条例で定めることにつきましては、第1回教育委員会定例会におきまして審議していただき、可決されたところでございまして、現在、開会中の第1回稲城市議会定例会に上程しております。

改正内容といたしましては、第1条関係につきまして、文言を整理しております。第3条関係、委嘱につきましては、条例の方で定めのあることから、第3条を削除するものでございます。第4条につきましては、引用条項の整理及び文言の整理をいたしまして、前条が削除されておりますので、1条繰り上げております。以降、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

施行期日については、平成24年4月1日からの施行といたします。

また、現在の委員さんがまだ任期中ということでもありますので、経過措置といたしまして、この規則の施行の際に、現在任期中の委員さんにつきましては、改正後の条例の委嘱を受けたものとした、経過措置をみなすものといたします。

以上です。

委 員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

特に質問等はございませんでしょうか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第12号議案「稲城市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第10 第13号議案「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律の公布により、図書館法の一部が改正されることに伴い、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員 長 それでは、図書館長、お願いいたします。

図書館長 それでは、恐れ入りますが、お手元の議案関係資料、規則の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

左側が新で、右側が旧でございます。旧のところがございます、第3条、委員の任命基準でございますが、こちらにつきましては、図書館法に従前から規定されておりました、同時に、この基準をこちらの運営規則にも規定しております。今回の分権一括法による図書館法の改正によりまして、図書館法の中から委員の任命の基準が外されまして、それを条例で規定しなさいといった内容の改正でございます。

任命の基準を条例で規定するという事で、1月の教育委員会で条例改正案を提案させていただきまして、議会の方に上程させていただいております。

なお、現在のところでは、福祉文教委員会では原案可決という結論をいただいております。

また、1月の教育委員会で、公民館運営審議会規則と図書館運営規則の任命の基準の記載が違うのはおかしいのではないかというご指摘をいただきまして、その部分につきましては、公民館運営審議会の規定に合わせて上程させていただいております。

今回の運営規則の改正でございますが、法律ではなく条例で規定するという形になりましたので、条例で規定し、規則の方を削除するという事で、第3条は、旧のところにはありますが、新の方では削除という形をとらせていただきました。それに伴いまして、右側の第4条、第5条、第6条、第7条を1条ずつ繰り上げて、第3条の部分の文言整理をさせていただいております。

なお、こちらの施行期日につきましては、図書館法の改正と同様、平成24年4月1日です。

それと、経過措置としまして、現在、この規則によって任命されている委員さんにつきましては、改正後の条例で任命されたものとみなすという経過措置を設けてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。新旧対照表で、特にご質問はございませんか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第13号議案「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程10 第14号議案「平成24年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成24年度稲城市教育委員会の教育目標を決定する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 それでは、指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、本議案につきまして、2枚紙を付けていますが、平成23年度以降のものについては資料ということで、「平成24年度稲城市の教育」という方をご覧いただきながら、こちらが議案ということになりますので、ご説明を申し上げます。

まず、3つの教育目標、稲城市の教育目標については変更ございません。その前文と、それから、教育目標を受けた基本方針、この部分につきまして、若干の文言整理をいたしました。

一つは、一昨年でしょうか、常用漢字表が新しいものになりましたので、ここでもそれに沿った漢字を当てるといったことが趣旨の一つでございます。

それから、もう一つが、新学習指導要領に沿って内容を改善するということが2つ目でございます。

まず、教育目標の前文の部分でございます。行数で申し上げますと、上から4行目、波線を引いてございますが、「高度情報化」という言葉に置きかえて

ございます。これはこれまで「情報技術革命」という言葉でございましたけれども、学校や社会で広くなじんでいる言葉ということで、「グローバル化、高度情報化、少子高齢化」ということで文言をそろえた次第でございます。

それから、2行下を見ていただきますと、「将来を」というところがございます。これはさらにその3行下の「未来を生きぬく」という言葉と「将来をよりよく生きる」を、今年度までは「未来をよりよく生きる」と「将来を生きぬく力」という言葉でございましたけれども、「将来をよりよく生きる」、それから、「未来を生きぬく」という言葉に入れ替えてございます。

それから、その2行下でございますが、「家庭及び学校、並びに地域が」というところでございます。これまでは「家庭、学校及び地域が」ということでございましたけれども、「及び」、「並びに」の使い方ということで、言葉を替えてございます。

それから、そのまた2行下でございますけれども、「稲城市の」というところに下線を引いております。これは特に教育環境が稲城市は大変すぐれた、恵まれた点がございますので、「稲城市の」ということで、特に強調した部分で言葉をつけ加えております。

その後の「活かし」は、「活」という字が、これは今まで常用漢字になかったものでございますけれども、ここで使用ができるようになっておりますので、「活かす」ということで入れてあります。

それから、続きまして、教育目標は変更がございませんので、その矢印下の基本方針というところをご覧くださいませ。

まず、基本方針1でございますが、四角囲みの中の2行目の後半、「精神を育みます。」というところでございます。これは一つは「育む」という、これも常用漢字表で漢字を当てられるようになりまして、平仮名を漢字に改めたということと、これまで文末が「はぐくめるようにします。」というところでございましたけれども、より一層、基本方針として確立するために、「育みます。」という言い切りの形で言葉を替えております。

それから、その下の行の「道徳教育」という言葉が、四角囲みの下から2行目、上から3行目にあります。これは今までは「心の教育」ということでございましたけれども、道徳教育ということの重要性が今言われているところでございますので、「道徳教育」という言葉を出してあります。

それから、右側の「育む」というところは、先程と同じように常用漢字表が変わったことによるものでございます。

それから、その次の「未来」も、先程申し上げたように、「未来を生きぬく」ということでございます。

それから、その下の行の「ための」というところでございます。これはこれまで「生きぬく力を育てる地域」というふうにありましたけれども、より言葉をはっきりするために、「育てるための地域・社会体験や自然体験、交流活動など」ということで、係り受けの形をはっきりとつくっております。

それから、基本方針2でございますが、「ますます加速する国際化社会に」

という部分に下線が引かれております。これはこれまで「国際社会に生き」という言葉でございましたけれども、この部分を、今、日本の子ども達は大変内向き志向であるとか、なかなか海外に目が向かないということが言われる反面、今回の小学校の卒業式などでも、子ども達は世界に視野を持っていて、そこに貢献していこうというような気持ちも大変持っているということを受けまして、より一層、強調する文頭になっております。

そして、その後の「その」は係り受けの問題で、「その」という言葉をつけ加えております。

そして、さらに、今、課題解決ということが学習指導要領の中でも盛んに言われておりますので、「変化や課題」ということで、「課題」という言葉を入れております。

そして、その次の行ですが、「などを育みます。」というふうにあります。これは「表現力」という言葉だけでございましたけれども、学習指導要領の中では「など」という言葉でその限りではないということが言われておりますので、「など」という言葉をつけて、常用漢字表にある「育む」という漢字を当てております。

それから、次の右側の「学力」というところがございます。これまでは「知力の向上」ということでございましたけれども、同じ基本方針2の後半に「知・徳・体の調和」という文言を入れた関係で、「知力」という言葉を「学力」と、学校教育で最も中心となる重要な課題ということで、言葉をより鮮明にしております。

それから、「将来にわたって」というところは、この部分も先程と同じ趣旨でございます。

それから、その次の「ために」というところも、係り受けの文言を整理いたしました。

それから、先程申し上げた、「知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。」というところがございます。これまでは「持続可能なバランスのとれた教育を推進します。」というところがございますけれども、その「持続可能なバランスのとれた」を、より具体的に「知・徳・体の調和のとれた」と。「知・徳・体の調和」というのは、とりもなおさず、学習指導要領の生きる力ということになりますし、稲城市での「生きぬく力」ということと合致する部分でございます。

それから、続きまして、基本方針3でございます。こちら四角囲みの中をご覧いただきますと、「市民感覚を」ということで下線が引かれております。これまでは「市民感覚と経営感覚を重視し」ということで書かれておりましたけれども、前段の文と後段の文とでそれぞれ言葉を整理いたしまして、前半部分は開かれた学校をつくるというところがございますので、こちらを「市民感覚を重視し」という言葉にいたしまして、後半部分は学校経営ということが書かれていた部分でございますので、こちらの方に「学校経営」という言葉がございますので、それをこのまま使いまして、さらに学校経営の中身に「自律的

な」という言葉をつけ加えて、より学校の自主性や自立性を高めると、また、校長先生方のリーダーシップを発揮していただくという趣旨の文言に改めております。

それから、その右側にある、「大学など」というところがございます。これは「大学との連携」と今までございましたけれども、連携先が大学ばかりではなく、様々な関係機関やNPOなど増加しておりますので、「など」という言葉で大学に限定しないという趣旨で文言を整理しております。

それから、最後に、基本方針4でございます。こちらは特に常用漢字表というところで、2行目にあります、「はぐくめるようにします。」を「育みます。」という言葉にいたしまして、その後、「市民が、」というところで点を打っておりましたけれども、「市民が生涯を通じて」ということで、言葉を一続きに文節をくっつけたということでございます。

以上、漢字の整理と文言の整理ということで、ご説明を申し上げた次第でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

今回の事業、目標については、ご質問等よろしいですか。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第14号議案「平成24年度稲城市教育委員会の教育目標について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 第15号議案、日程第12 第16号議案は2議案とも人事案件ですので、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第15号議案から16号議案までは秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第15号議案から第16号議案までは秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第15号議案から第16号議案までの秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。

これより、第15号議案「平成24年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第16号議案「稲城市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13「報告事項」です。

本日の報告事項は3件です。「平成24年度予算の概要について」、「平成24年度の学級編制の見通しについて」、「第三次稲城市生涯学習推進計画について」を教育長、学校教育課長、生涯学習課長より説明をお願いいたします。

初めに、教育長、お願いいたします。

教育 長 それでは、平成24年度の稲城市一般会計予算全体につきまして、また、教育予算につきまして、説明をしたいと思います。

お手元に配付しました、「平成24年度予算概要」に沿って、主な点について、説明していきたいと思えます。

まず、1ページからいききたいと思います。予算の規模、予算額でございます。

一般会計は324億円。特別会計、この中には6会計ありますが、合わせまして、市全体予算として、特別会計の方は255億7,200万円ということになっております。それで、一般会計の伸び率は、昨年、市長選挙がありまして、骨格予算となっておりますが、当初予算との比較では4.5%増。それから、市長当選後の政策的経費を反映された、6月議会での3号補正ですか、こちらの後の予算との比較におきましても1.3%増となっております。それから、特別会計では、病院

の健診外来棟の建設がなくなったということなどを含めまして、5.8%の減となっております。全会計で0.3%の減となっております。

それから、2ページは市税収入の状況でございます。市税総額につきましては138億5,500万円でございます。前年度比7億1,400万円、5.4%の増となっております。それから、税別の状況はその下の表のとおりでございますけれども、個人市民税が伸びております。実態としましては、前年度、市長選挙がありましたので、政策経費的に5億7,000万円程留保しておりました。すなわち、予算計上していなかったという金額があるために、その分、大幅な増となっているものでございます。仮に計上してあったとしても、市税は増額の状況となっております。

それから、3ページの積立基金の状況でございます。この基金といいますのは、家庭で言えば、預貯金のようなものでございまして、平成24年度末の見込みで70億円程になるだろうという状況でございます。その下の段は、負債でございます。これは逆に借金の状況ということでございますが、平成24年度の予算に計上しているものを含めまして、196億3,000万円程になるという見込みでございます。

それから、4ページでございます。こちらは一般会計の歳入の状況でございますけれども省略し、こちらは歳入の状況ですから、見ておいてください。

それから、隣の5ページの方が目的別の予算でございます。この中で、教育費の歳出が割りと下の方にありますけれども、68億400万円ということで、前年度より26億700万円の増です。それから、先程お話しした3号補正後でも、18億8,800万円と大きく伸びております。構成比でも21%と大きな割合となっております。

その教育費の予算増の主な理由としましては、教育費の中には給与も入っているんですが、給与会計等は新陳代謝、あとは給与改定等の関係もございまして、約731万円程の減となっております。一方で、南山小学校の用地買収、こちらは21億9,100万円の大幅な増があります。それから、平成23年度は、先程言いましたように、骨格予算ということで、多くの投資的経費を載せていなかったということがございますので、そういう意味からも大幅な増となっております。

それから、次の7ページですけれども、こちらは会計別の予算の状況でございます。先程の特別会計の内訳などがここにあるということです。

それから、次の8ページから9ページにかけて、こちらは歳入・歳出の科目別の前年度との比較となっております。こちらも見えておいていただきたいと思っております。

それから、10ページから13ページにつきましては、これは科目別の節別集計表ということでございます。こちらも見えておいていただきたいと思っております。

それから、14ページから32ページまで、ずっとありますけれども、こちらは第四次長期総合計画に基づきます課題別の主な施策の状況に沿って、予算額を計上してあるものでございます。こちらも見えておいていただきたいと思っております。

それから、33ページ、34ページですけれども、こちらは予算の特徴となっております。これも第四次長期総合計画の施策の大綱別に、主な事業をあらわしているものでございます。教育関係につきましては、「2. 人と文化を育むふれあいのまちづくり」、ここに主なものが載っております。その他、4と6にも若干ありますけれども、この2が主なものでございます。今年度も非常に多くの事業を予定しているところでございます。

それから、35ページから38ページまでにつきましては、平成24年度予算におきます新規事業、それから、レベルアップ事業、見直し事業の状況でございます。ここはどちらかといいますと、投資的経費、普通建設事業以外の政策的経費を中心に載せてあります。教育関係では、新規事業で2件。これは36ページに載っておりますけれども、ヴェルディ支援推進事業と総合体育館の空調設備の修繕なども含みます。それから、レベルアップ事業で2件。これは37ページの一番下にありますけれども、学校図書館の活性化推進の拡充とブックスタート事業が載っております。それから、38ページに見直し事業、教育関係で3件が載っております。こういう見直しをしているということでございます。

平成24年度の稲城市の予算状況、あるいは教育関係の状況は以上でございます。今年度も、平成24年度も盛りだくさんの事業内容となっております。

私の方からは以上でございます。

委員長 質疑は後でさせていただきます。
次に、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 私の方からは、平成24年度の学級編制の見通しについて、報告でございます。報告事項の資料の方をご覧いただきながら、説明させていただきたいと思っております。

まず、平成24年3月14日現在における、平成24年度の学級編制の見通しの表となっております。

学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法第3条の規定により、平成23年度からは小学校第1学年は35人学級、いわゆる35人編成が基準とされているところでございますが、この法改正が平成23年4月22日となったことにより、本市におきましては平成23年度当初の学級編制に間に合わなかったことから、現場の意見を踏まえ、平成23年度に限って、小学校第1学年の35人による学級編制は、いわゆる学級分割は行わず、実質的に38人による編成としたところでございます。

その後、平成24年度の学級編制につきまして、国は義務教育標準法の改正による学級編制標準の改定は行わない一方、教員の加配措置を行うことにより、小学校第2学年の35人以下学級を実施する方針を示していることを受けまして、平成24年1月27日に開催されました東京都教育委員会におきまして、小学校第1学年は35人、他の学年を40人により編成することを基本とし、小学校第

2 学年を35人、中学校第 1 学年を37人により編成することができるとする内容で東京都公立小学校・中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の改正が可決され、本年度末に告示される予定となっているところでございます。これを受けまして、本市においても、平成24年度につきましては同様の取り扱いとする方向で、ただ今、学級編制事務を進めているところでございます。

配付いたしました資料は、まず、通常学級については、小学校第 1 学年及び第 2 学年を35人学級編制、中学校第 1 学年を37人編成としたときの平成24年 3 月14日現在における通常学級・特別支援学級及び通級指導学級の平成24年度の学級編制の見通しとなっております。

表中、小学校 2 年生のクラスの欄の斜字体は、今回の学級編制を40人ではなく35人編成とすることにより、40人編成とした場合よりも学級数が増加する学校をあらわしております。また、中学校 1 年生のクラスの欄の斜字体は、今回の学級編制を37人編成とすることにより、40人編成とした場合よりも学級数が増加する学校をあらわしております。人数の欄の斜字体は、3 人程度の児童・生徒数の増減で学級数が変動する可能性のある、いわゆるボーダー学年を表しております。

まず、通常学級についての昨年度との比較では、稲城第三小学校、城山小学校、稲城第二中学校、稲城第四中学校、稲城第五中学校及び稲城第六中学校において 1 学級の増、それから、稲城第七小学校、長峰小学校及び稲城第三中学校において 2 学級の増となる一方、稲城第六小学校、若葉台小学校及び平尾小学校において 1 学級の減となる見通しとなっております。

小学校において、児童数が微増であるのに対し、学級数が 3 学級の増となったことにつきましては、第 1 学年及び第 2 学年における編成の見直しによる影響がございました。また、中学校では、生徒数が101人の増となり、学級数についても、学年が低下する程、前年度の同学年よりも学級数が増加しておりますが、これは現第 3 学年の生徒数に比べ、新第 1 学年の生徒数が増加していることによるもので、背景としては、歳児別人口が現第 1 学年から年度を追って増加しているという状況がございました。

次に、特別支援学級についてでございますが、長峰小学校の知的障害の新設学級については、現在、2 人の通学が予定されておまして、少人数編成によるスタートとなる見通しです。また、通級指導学級については、言葉の学級の児童数が 3 人増となりますが、学級数に変更はない見通しです。

なお、編成基準ぎりぎりの、いわゆるボーダー学年も複数ございますので、今後の転出入や都立・私立等への進学により、最終的には 4 月 7 日時点の児童・生徒数に基づき算定することとなりますので、今後、変動が生じ得ることを申し添えさせていただきます。

また、新小学校第 2 学年については、第 1 学年時の学級が38人編成となっておりますので、新制度により35人学級とする場合、4 月 7 日時点の児童数によってはクラス替えを行うこととなりますが、義務教育標準法第 4 条により学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することなどとさ

れたところですので、小学校第1学年や中学校第1学年も含め、学校長の意見等を踏まえた上で学級を編成してまいりたいと考えております。

今回の義務教育標準法を初めとする関係法令の改正の趣旨は、市町村教育委員会が自らの判断と責任で学級編制を行い、地域や学校の実情に応じて最も効果的な学習・生活指導を行うための適切な学級編制をより一層実施できるようにするものであることを踏まえ、近々、稲城市教育委員会としての学級編制基準や取り扱いの要領を定め、関係法令の趣旨に沿った対応を図ってまいりたいと考えております。

平成24年度の学級編制の見通しについての報告につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

最後に、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 それでは、私の方からは、第三次稲城市生涯学習推進計画について、ご報告させていただきます。

お手元の方に、本日、お配りできたと思うんですが、何回かご報告なりを逐一させていただいた、この推進計画がやっとここででき上がりまして、今、この冊子等が300冊刷り上がって、関係者に、議員さんも含めて、配付している最中です。

内容等につきましては、この表紙の頭にも書いてありますけれども、「つながいからにないあいへ」という言葉をコンセプトに考えまして、今後の10年間、稲城市の生涯学習を進めていく上での色々な指標にしたいということで使わせていただきました。

それから、私どもの職員、生涯学習推進係の職員は1人しかいないので、その1人がずっとこれを担当していたということがありまして、ICカレッジも含めてやっていましたので、なかなか大変だったんですが、ようやくまとまりました。ただ、文字が多くて、ちょっと読みにくいなんてことも色々言われたんですが、社会教育あるいは生涯学習を担当するものにとってはバイブル的なものになるんじゃないかということで、私どもとしてはいいものができたなというふうに勝手に思っております。

また、これをつくるに当たりまして、市民の皆さんからご意見をいただいて、市民フォーラムでも言われた、あと、議会にご説明した際に、正副議長からご指摘を受けました、「せっかくいいものをつくっても、絵にかいたもちにならないように、それを執行する職員がよくわかるようにしてほしい」ということを強く言われましたので、3月29日、今回、この計画をつくっていただく上で非常に積極的にかかわっていただきました、宇都宮大学の佐々木准教授に来ていただきまして、講演をしていただきます。それを私ども生涯学習に関連する職員に聞いてもらって、今回の策定の意義ですとか、今後、推進計画を見ながらどうやって進めていくのかということをお話ししていただきたいというふう

に思っています。もし教育委員の皆様もお時間がありましたら、3月29日、3時から、この部屋で行いますので、お聞きいただければというふうに思います。
以上です。

委員長 ありがとうございます。
以上で報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
量的には大分多いですが、皆様、よろしくをお願いいたします。順不同で構いませんので、どうぞお願いいたします。

稲垣委員 学校教育課の方の学級編制の見通しについてなんですけれども、学級編制については、平成24年度から、学校設置者である稲城市教育委員会が学級編制を行う際に、「従うべき基準」から「標準としての基準」に位置づけが改められまして、学級編制については東京都教育委員会への事後の届け出制とされるということになりましたけれども、事後ということで、教職員の定数との関係はどのようなになるのか、お聞きしたいのですけれども。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 今回の義務教育標準法や地方教育行政の組織の運営に関する法律の改正によりまして、制度的には、市町村教育委員会は地域や学校の実情に応じてより主体的に学級編制をすることが可能となったとされているところでございますが、教職員定数につきましては、義務教育標準法に基づき都道府県教育委員会が定める学級編制基準により算定される学級数に基づいて算定されるということになっております。実際には、こういった両者が密接不可分の関係にございますので、都道府県教育委員会からの都調査を含め様々なやり取りを行い齟齬のないよう進めさせていただいております。

また、教員の定数が保障されるのは、東京都の編成基準による定数の範囲のみということになりますので、例えば市町村教育委員会が定数を上回る教員を必要とする学級編制を行って、一つの例としては、少人数学級を推進しようというようなことを考えた場合に、不足する教員の数については市町村が独自に任用することとなりまして、その費用も市町村の負担分となります。こういったことから、事実上、財政負担や教員の人事研修など、様々な点から、独自の取り組みというのは非常に難しいという実情がございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。

城所委員 学級編制関連で、もう一つ、お願いします。例えば東京都教育委員会の定める学級編制基準によらない場合というのは、具体的にどのような場合が考えられるのでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 個別の学校ごとの事情に応じて、児童・生徒に対する教育的配慮の観点から例外的に許容が想定される、いわゆる代表的運用の例としましては、小学校第1学年の児童数が40人以下の学級の中でティームティーチングを実施する場合ですとか、学級経営上、困難を生じている学年に、40人を上回らない範囲で他学年から教員を融通して学級編制をする場合、それから、いわゆるボーダー学年において、年度末の急な転入が相次いで、教室の確保が非常に困難であるということが明白な場合におけるティームティーチングなどが国から示されている事例の中にはございます。

委員 長 他はいかがでしょうか。
教育長、お願いします。

教育 長 私も教室の関係で聞きたいのですが、東京都教育委員会の定める学級編制基準どおりに編成した場合、教室不足というのは生じないのでしょうか。また、この点に関しまして、先々の見通しをお願いします。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 平成24年度については、教室不足を理由に編成基準に沿った学級編制が行えないといった事態は、現在のところ、生じないものと考えております。
なお、現行学校を維持した場合、将来的には、稲城第三小学校、稲城第七小学校、稲城第一中学校及び稲城第三中学校において教室不足が生じる見通しとなっております。

委員 長 見通しとしては、小中合わせて4校と。
教育長、お願いします。

教育 長 今の教室不足が生じる見込みの学校があるということですが、その学校につきましてはどのような対応を考えているのか、ちょっと教えてください。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 稲城第七小学校と稲城第三中学校については、第四次稲城市長期総合計画において増築を予定しているところでございます。また、稲城第三小学校と稲城第一中学校におきましては、現在、学区検討委員会において、学区変更による適正規模の確保を検討いただいているところでございます。

なお、南山東部土地区画整備事業地内における児童・生徒の発生状況や、周辺区画整備事業の進展等による住宅の新築の状況など、不確定要素も大変大き

い上、経済情勢の影響などを背景に、市立中学校への進学率が高まる傾向が全体としてございまして、教室不足の生じる学校や地域、規模については、正直、予断を許さないというのが本市における実情でございます。一時的に普通教室以外の用途で使用している教室を普通教室に戻す他、学区変更ですとか、先程申し上げた増築など、可能な限りの方法により、教室の確保を引き続き図っていく必要があるものと考えているところでございます。

委員 長 他にはいかがでしょうか。
伊勢川委員。

伊勢川委員 今のクラスが増えるというのは、昨年、新1年生が38人ということで、今年は昨年の38人だった1年生が2年生になりますが、その2年生を35人にするという案になってはいますけれども、その数も含めて、さきほどのクラス増加ということによろしいのでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。小学校第2学年を今度は35人編成とすることにより、具体的には、稲城第三小学校で3学級から4学級へ、それから、長峰小学校で2学級から3学級へ学級数が増える見通しでございます。これら2校においては、クラス替えが必要となるということになってはいます。

委員 長 他には。
稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 長峰小学校の知的の固定学級の見通しについて伺いたいのですが、配付資料を拝見させていただきますと、長峰小学校に新設する知的障害の特別支援学級の児童数は2人とのことですが、新設に対する保護者への説明とか、周知の方法などはどのように行ったのかを伺いたいと、今後、増える見通しがあるのかどうか。また、それに対する教員の配置について、お伺いたいのですが。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 長峰小学校に新設する知的障害の特別支援学級の件につきましては、広報いなぎの昨年11月1日号に、新設についての記事と併せて説明会の開催の案内を掲載いたしまして、平成23年11月10日に長峰小学校において説明会を開催いたしましたところでございます。関係機関ですとか、地域の方も含めまして、総勢16人の出席をいただきまして、通学を検討されている保護者の方には、その後も何度か個別に電話などを通じまして検討の進展状況について確認しながら、引

き続き、説明にも努めたところですが、既に市内の他の知的障害の学級等に通っていて、お子さんが安定しているので、転校による環境変化のリスクを考えると、多少遠くても在籍校に通い続けたいなどの理由がありまして、現在のところ、この長峰小学校の新設の学級については2人でスタートするというところになったところでございます。

また、現在、特別支援学級の開設に向け、長峰小学校の方は改修工事を行っている最中でございますが、ぎりぎりですけれども、3月26日には内覧会なども実施を予定しておりまして、1人でも多くの児童に通学していただけるよう、ぎりぎりまで周知に努めているところでございます。

委員 長 他はいかがでしょうか。
伊勢川委員。

伊勢川委員 中学校の方ですけど、一中の情緒障害等の固定学級の資料では、生徒数が5人ということですけども、今後、生徒数の推移の見通しはどのようにお考えでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 稲城第一中学校の情緒障害等の固定学級につきましては、平成22年度の開設以来、毎年度、お一人からお二人の生徒さんが入学している状況ですが、平成25年度に複合施設ふれんど平尾内に（仮称）発達支援センターの開設が予定されていることから、平成26年度辺りからは情緒障害等の固定学級を希望する生徒さんが増えてくる可能性はあるものと考えているところでございます。

委員 長 他はいかがですか。
城所委員。

城所委員 一中の関連で、もう一つ、お願いします。先般の特別支援の推進・充実に関する基本方針の策定の中で、一中の固定学級の移設に伴って、子どもの環境が変わるということで、保護者の不安もあると思うので、適切な対応をお願いしたいというような意見もあったと思うんですが、一中の固定学級の移設に関して、保護者への説明はどのようにされているのか。そして、どのように受けとめられているのか、お聞かせいただければと思います。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 稲城第一中学校の情緒障害等固定学級の移設に関しましては、平成23年12月19日に稲城第一中学校の特別支援学級の保護者を対象といたしまして、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の説明を行っ

た中で、平成25年度の稲城第五中学校への移設を予定しているということについて、説明申し上げております。先の教育委員会において、子ども達の環境が変わることについて、保護者の不安もあると思うので、適切な対応をお願いしたいというようなご意見をいただいたところでございますので、既成事実的な説明ではなく、話し合いをスタートするというスタンスで説明を申し上げたものでございます。

席上では、移設に伴い、転校の必要が生じる現1年生の保護者から、環境の変化への対応が難しいので、何とか稲城第一中学校で卒業させてもらえないかといったご質問や要望をいただきまして、その後も、直接、私どもの方にご相談や要望書を提出されたりなどといった動きをされているところでございます。また、稲城第一中学校のPTAの会長からも、ぜひその辺を工夫してもらえないかといった申し入れもいただきまして、また、今回の市議会の定例会における一般質問などの中でも、生徒の立場に立って配慮しながら進めてほしいという趣旨の質問も複数されているところでございます。

このような状況を踏まえまして、稲城第五中学校に情緒障害等の固定学級を開設するまでの間に、稲城第一中学校の6組に通学している生徒さんについては、第一中学校の方で卒業することができるよう、経過措置的な対応を図れないかなどについて、現在、検討しているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

色々と質問等があったんですけど、私の方からはちょっと要望をお願いしたいなというふうに思います。

特に一中の情緒障害等固定学級の移設に対する配慮事項ですけど、一中の情緒障害等固定学級の移設に伴います、規模の課題などがありますが、2カ所の維持は難しいとの認識であったと思うんですけど、情緒障害等固定学級の在籍生徒については、障害の特性から、環境の変化などへの対応が特に難しいということが考えられるので、生徒の立場に立った進め方を、ぜひとも今後お願いしたいと思います。色々と大変なこともあるだろうと思いますが、工夫していただいて、そういうような配慮をお願いしたいというふうに思いました。

私の方からは、以上でございます。

他にはいかがですか。もうよろしいですか。

城所委員。

城所委員 ちょっと一点。この関連じゃなくていいですか。

委員長 よろしいですね、今の関連は。

じゃあ、次に進みます。どうぞ。

城所委員 生涯学習推進計画の関連で、非常に立派なのができ、私は驚いていまして、本当に担当者の方に敬意を表したいなと思っております。

先程、300冊というお話がありましたけれど、具体的にどの辺まで配付をされるのかということと、あと市民へのフィードバックというのはどうなっているのか、もう一度、お聞かせいただきたいのですけど。

委員長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 300冊印刷しまして、当然、私どもの職員には配りたいと。あと、市議会議員の皆様にお配りしたいと。また、教育委員さん、あと、社会教育委員さんにもお配りします。

あと、こういうものをつくりますと、関連の地域から、市町村からは必ず来ますので、お配りするんですけども、前回、第一次のiプランをつくったときに、少し配り過ぎまして、手元に余り残ってなくて、全国から色々お話を聞きたいということで来たときに、資料がなかったということがありますので、いろんな団体、市区町村に配るのは、私の方で、仲のいいところと言うか、非常に語弊があるかもしれませんが、本当に稲城市のことをわかっていただいて、お話し合いができるようなところに今は限定しようとしております。もう既に100冊ぐらい出ていますので、あとは少し残しておきたいというふうに思っています。

また、当然文化センターにも、図書館にも見ていただけるようにします。

そして、この概要版を、今、鋭意、多分、来週早々には刷り上がってくると思うんですけども、1,000部つくっております。これはこの内容をわかりやすくまとめて、色もたくさん使っていますので、市民の方にはそれをお渡しして見ていただくのが一番いいかなと思います。また、ホームページでは全文が見られるようなページ閲覧できます。

委員長 他にはいかがでしょうか。

本当に素晴らしいものができましたね。限定本として、生涯学習課の方で配付を決めるということになります。

ありがとうございます。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

午後3時42分閉会